

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年4月1日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：アフリカ地域 AfCFTA¹実施支援に関する情報収集・確認調査（主にデジタル貿易）（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

¹ AfCFTA アフリカ大陸自由貿易圏

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：アフリカ地域 AfCFTA 実施支援に関する情報収集・確認
調査（主にデジタル貿易）（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号： 26a00111

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年4月1日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域 AfCFTA 実施支援に関する情報収集・確認調査（主にデジタル貿易）（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください²。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年6月 ～ 2027年2月

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定³

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度下期（2026年10月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

アフリカ部 計画・TICAD推進課

² 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

³ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 4月 7日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 4月 8日 12時まで
3	質問への回答	2026年 4月 13日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026年 4月 17日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年 5月 12日 10時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先：<https://forms.office.com/r/s8ZcVjdqWJ>

注１）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

- ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシ

ニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれが

ある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）

低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

1. AfCFTA の現状

アフリカ連合（AU）は「アジェンダ 2063」の中で、ビジネスパーソンと投資の自由な移動を伴う、モノとサービスの単一市場を創設し、アフリカ大陸関税同盟の実現に向けた道を開くことを目標に掲げている。2018年3月、AU加盟国のうち44か国・地域がアフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）設立協定に署名（現在の署名国はエリトリアを除く54か国・地域）。2019年5月に発効、2021年1月1日から運用開始された。2025年10月時点で49か国・地域が批准書を寄託している。現時点では、アフリカ全体で人口13億人と世界最大規模の自由貿易圏となるAfCFTAは、アフリカ市場の拡大、アフリカ域内の貿易促進、地域横断的なインフラ開発、バリューチェーンの構築、海外からの投資増加など様々な効果が見込まれている。実務面では、2022年7月より、特定の市場・品目の取引についてAfCFTAにおけるルールを適用するパイロット・フェーズを8か国で開始し、その後、2024年には、参加国は32か国に拡大し、コーヒー、茶、加工肉、化粧品等がAfCFTA優遇関税で実際に取引された。加えて、パイロット・フェーズでは通関・規制手続きの流れ可視化、AfCFTAの認知拡大、民間企業の関与強化等の成果が確認された。その結果を踏まえ、2025年4月、同フェーズの完了が閣僚会合で「AfCFTAは実施フェーズに移行した」と確認された。

2. デジタル貿易の概要

今後AfCFTAを拡大していくにあたり、AfCFTA事務局は5年間の戦略計画（2024-2028）を策定しており、当該計画の中核をなす分野としてデジタル貿易が位置づけられている。デジタル貿易は、「デジタルによって可能となる財・サービスの取引で、電子的または物理的に提供される取引であり、自然人および法人の双方が関与するもの」と定義されており（EN READY PROTOCOL ON DIGITAL TRADE - clean）、デジタル

貿易の 11 の主要分野として、①市場アクセス（デジタル製品（電子プログラム、テキスト、動画、音声など）に関する関税の恒久的撤廃、②デジタル貿易円滑化（電子文書・電子契約の法的有効性、電子請求書、ペーパーレス貿易、物流ライセンス簡素化など、電子的手段を用いた貿易手続きの効率化）、③データガバナンス（越境データ移転、データローカライゼーションの扱い、個人データ保護、データイノベーション利用）、④ビジネスおよび消費者保護（サイバーセキュリティ、消費者保護、電子署名や電子認証の信頼性確保）⑤デジタル貿易インクルージョン（MSMEs（中小企業）、女性、若者、障害者、地方コミュニティなど、デジタル貿易の恩恵を幅広い主体が享受できると取組）、⑥新興・先端技術（AI、IoT、ビッグデータ等の新技術の安全で責任ある活用やイノベーション促進）、⑦デジタル ID（電子身分証明、デジタル認証方式の相互運用性など）、⑧越境デジタル決済（決済システムの相互運用、フィンテック企業、越境決済の円滑化等）、⑨ソースコード開示（公共目的でのソースコード開示要求に関する基準づくり）、⑩オンライン安全性・セキュリティ（オンライン詐欺、危険コンテンツ、サイバー攻撃への対応など、オンライン空間の安全を確保するための規定）、⑪透明性（各国がデジタル関連規制を公開し、透明で予測可能な規制環境を整えることを義務付ける領域）が挙げられている。

AfCFTA におけるデジタル貿易プロトコルは、アフリカ域内でデジタル貿易を円滑化し、統一的で信頼性の高いデジタル市場を形成することを目的とした包括的なルール体系であり、デジタル経済は、2025 年に 1,800 億ドル、2050 年には 7,120 億ドル規模に拡大するとされている他、仮にインターネット普及率が高くなれば、1.4 億人の新規雇用と 2.2 兆ドルの付加価値を創出するとされている。

デジタル貿易プロトコルは、2024 年 2 月に採択され、その後、8 の補足的附属書（Annex）も 2025 年 1 月に AU により採択されており、同プロトコルは、デジタル市場の形成を達成するために、以下を目指している。

- ・ 域内デジタル貿易の障壁を排除する
- ・ 透明・予測可能・安全なデジタル取引環境を構築
- ・ 共通のルール・基準により規制の断片化を解消
- ・ データの越境流通を可能にする仕組みの整備
- ・ MSME、女性、若者などの包括的参加（デジタル・インクルージョン）促進
- ・ 新興技術の安全かつ責任ある活用を支援

3. 日本政府における AfCFTA の位置づけ

2022 年 8 月にチュニジアで開催された第 8 回アフリカ開発会議にて、日本およびアフリカ諸国が AfCFTA の立ち上がりを正式に評価し、その実効性を高めるための制度整備・インフラ構築・能力強化・官民連携の必要性を強く打ち出した。その後、2025

年8月に横浜で開催された第9回アフリカ開発会議（以下「TICAD9」）にて、アフリカ全域の市場統合を促進する枠組みとして、「AfCFTAを通じた地域統合と連結性の強化」が示され、また、日本の取組として、「日本とアフリカの経済連携強化に関する産学官検討会立ち上げ、AfCFTAの実効性強化に向けて協力」する旨が発表された。また、TICAD9の開会式や官民ビジネス対話において、石破総理大臣（当時）から、「援助から投資へ」や「日本のアフリカ域内の連結性・地域統合の促進と域内外の連結性強化への協力」に関する発言があった（第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）開会式及び全体会合1（平和と安定） | 外務省）。その具体例として、ナカラ回廊開発に関するオファー型に言及があり、国境を越えた地域の物流を強化し、周辺地域の産業振興を促進するとの発言があり、我が国の各種資源に係るグローバル・サプライチェーンを強靱化することを目指すとしている（モザンビーク、マラウイ、ザンビアに対する広域オファー型協力「ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強靱化」の立ち上げ | 外務省）。当該取組は発言から、ナカラ回廊に関連する国々の経済・社会的発展を図ると同時に、日本企業への裨益、国益への還流の他、日本企業のアフリカ進出や投資促進も目的の一つとして、アフリカの地域統合を強化すべく、AfCFTA実施促進を後押ししている。今後も引き続き、日本として、AfCFTAへの協力にかかる取組は継続、強化されると推察する。

4. JICAとAfCFTA事務局

JICAは、AUの掲げる大陸アジェンダ2063への貢献を重視しており、日本政府の政策や方針（開発協力大綱やTICADにおける日本の取組等）に沿った形で、アフリカ外交における一環として、これまでの知見や連携を生かす形でAfCFTA実施促進の協力を行っている。JICAとAfCFTA事務局との連携は2020年から始まり、JICA主催イベントへの登壇、AfCFTA調査での質問票への回答、意見交換会・ウェビナー等徐々に拡大してきた。2022年6月、AfCFTA事務局（在ガーナ・アクラ）にて2機関の連携について協議を行った際、両機関の関心分野に沿った連携を進めていく点、両機関の連携枠組みを定める業務連携協定（以下MoC）の締結を進める点を合意し、同年12月に、AfCFTAの実施を促進し、アフリカの貿易環境の改善に貢献するための2機関の協力の枠組み（3年間）を合意するMoCを事務局と署名した。MoC締結後は、4つの柱（①貿易円滑化と回廊開発、②産業化と地域バリューチェーン、③ASEAN/日本の知見共有、④能力強化とアドボカシー）に注力し、各批准国における事業及びAfCFTA事務局職員等に対する能力強化支援を行ってきた。今般、次期MOCを更新するにあたり、新たな連携分野がいくつか検討されており、その中でも、事務局からは、JICAに対して、特にデジタル貿易や投資分野における連携の期待が大きい。

5. 日本企業のアフリカ進出状況

日本の民間企業については、JETROが実施した調査（日本企業のアフリカへの進出動向、拠点数は増加傾向）によると、アフリカには、2024年12月時点で948社の日本企業が進出しており、2010年（520社）と比較するとほぼ倍増している（拠点数は多い順に、南アフリカ、ケニア、モロッコ、エジプト）。日本の対アフリカ直接投資残高は1兆4千億円（2024）となっており、日本の世界への直接投資残高は約331兆円（2024）のうちの0.4%であり、現状はアフリカへの投資は、対米国直接投資残高121兆円と比較すると非常に小規模である。

他方、アフリカに進出した国に関しては、今後の事業拡大意向：52.0%が「拡大」を希望、41.3%が「現状維持」としており、拡大理由として、81.6%が「現地市場ニーズ拡大」、次いで31.6%が「輸出増加」を挙げている。先のTICAD9で経済産業省は、日本企業とアフリカの先進技術企業・スタートアップの連携によるアフリカでのビジネスモデル構築を目指す「日本アフリカ産業共創イニシアティブ」を打ち出しており、今後、アフリカに進出する日本企業数は更に増加することが予想される。

アフリカに進出している日本企業が直面する課題としては、規制・法令運用の不透明さ、為替の不安定さ、政治リスク、インフラ不足（特に電力）、人材確保の難しさ等が挙げられている。また貿易における障壁については、通関の非効率（書類不明、問い合わせ先不明など）、輸入規制の複雑さ、通関にかかる必要書類（原産地証明のフォーマットや入手場所）、相談窓口等が明確ではない等の実務的な手続きに関する情報の入手に高い壁に直面している（JETRO:20250034.pdf）。

第2条 調査の目的と範囲

上記の背景を踏まえ、本調査では、調査対象国におけるAfCFTAの進捗状況やデジタル貿易の現状、課題等を調査し、AfCFTAの最新状況やデジタル産業・貿易分野におけるポテンシャルや市場の情報を提供することで、①当該分野を含めた日本企業の進出、投資が促進される、②AfCFTA事務局においてデジタル貿易分野の情報が整理される、そして、デジタル貿易分野における調査結果や日本・JICAの貢献案の提案を踏まえて、③将来的なJICAによる技術協力、円借款（政策ベース借款、プロジェクト借款）、および民間投資促進スキームの形成を視野に入れ、それらの案件形成に資する分析・示唆を導出することを目的とする。また、デジタル貿易分野における調査を通じて収集した情報等を踏まえ、デジタル貿易分野におけるJICAの貢献策の一つとして想定されるサイバーセキュリティ対策については、試行活動を行う。その結果を踏まえ、同分野における関係組織との連携の可能性や今後の貢献案として検討する。

第4条、1、（2）ア 既存の類似調査・データの確認、イ AfCFTAの概要と現状、ウ デジタル貿易プロトコルに係る進捗状況に関するデスクトップ調査では、ケニア、南ア、ナイジェリア、カメルーン、コートジボワール、ガーナ、ルワンダ、エ デジタル産業・貿易分野の状況と日系企業のアフリカ進出状況（対象3か国）、オ アフリカ対象3か国におけるデジタル産業・貿易に特化した貿易・投資環境の確認の項目に関しては、コートジボワール、ガーナ、ルワンダの3か国の調査（現地調査を含む）を行う。

また、日本企業等向けに調査結果の共有を行う報告会を開催する（JETRO等と連携を想定）。具体的には第4条 調査内容、（2）、ア～オの各項目に関し、調査を実施し、結果について、報告会を開催（東京を想定）する。時期は、調査結果の進捗も踏まえて、2026年11月（あるいは2026年12月）、開催地は東京を想定。現地調査結果を踏まえてJICAとの協議を経て決定する。なお、調査項目については、より適当と考えられる調査項目があればプロポーザルにて提案すること。

第4条の（3）に示す官民の関係機関からの情報収集・ヒアリング等に加え、ガーナ、コートジボワール、ルワンダの3か国（以下「アフリカ3か国」。サブサハラ・アフリカ地域に位置し、日本企業の関心度合、サイバーセキュリティを含むデジタル貿易の観点より選定。）での現地調査、国際機関・民間企業他からの情報収集・ヒアリング（オンラインを含む）を行う。

第3条 調査実施の留意事項

1. 調査対象国において、経済産業省やJETRO等の調査も含め、本調査と類似の調査が先行して実施されている場合は、先行調査との重複を避けつつ、その成果を踏まえ、より個別具体的な調査（例えば、先行調査で提言のパイロット事業の実施に関連する追加的な調査を実施する）など、本調査の範囲内にて対応可能な調査を実施する。
2. 現地調査においては、別紙2の各項目について、ウェブサイトや一次資料、相手国実施機関の担当者や関連企業から得られる情報の入手・整理に止まらず、幅広い関係者へのヒアリングや現地踏査・視察等を通じた情報の入手・分析を通じ、我が国のODAスキームのみならず、経済産業省やJETRO、JBIC、日本貿易保険等の非ODAスキームを活用した協力候補案件の発掘・提言を行う他、既存のスキームにはない必要な方策が想定される場合は、その提言も行うこと。
3. 必要に応じ、アフリカでの現地調査に係る補足的な調査・情報収集・分析について、ローカルコンサルタントの活用（現地再委託）を行うことを可とする。
 - 現地再委託に当たっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。
 - プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。
4. アフリカ・欧米・アジア等の政府・企業等が実施した当該及び類似分野での先行調査の経験・蓄積を活用することを目的として、外国籍保有者の活用を可とするが、ガイドラインの目途を超える可能性がある場合は、その理由や必要性を記載すること。

第4条 調査の内容

下記の各調査実施時期（カッコ書き）は目安であり、提案者は適切な調査工程を検討の上、プロポーザルにて各調査実施時期を提案すること。

1. 準備業務（2026年6月上旬～同年7月下旬）
 - (1) 下記ア～ウの各項目に関しては、ケニア、南ア、ナイジェリア、カメルーン、コートジボワール、ガーナ、ルワンダ、エ・オの項目に関しては、コートジボワール、ガーナ、ルワンダの3か国の政策・戦略、現状・見通し、既存の報告書やデータベースなどから情報を収集し整理・分析する。また、日本国内の官民の関係機関（外務省、経済産業省、JETRO、JBIC、日本貿易保険、民間企業団体（日本経済団体連合会、経済同友会、商工会議所など））からヒアリングを行う。分析を通し不足するデータを現地ヒアリング時の収集事項に加え、補完していくこと。
 - (2) 契約締結後10営業日以内に、業務計画書案（業務概要、業務の進め方、業務行程、実施体制・役割分担・連絡体制、現地調査計画、成果品計画。分量は10～15頁。）を提出し、発注者、受注者等の間でキックオフ会議（会場は発注者本部を想定）を実施する。
- ア 既存の類似調査・データの確認
 - デジタル産業・貿易の現状等の整理

- 本調査と類似の調査が先行して実施されている場合は、先行調査との重複を避けつつ、その成果を踏まえ、より個別具体的な調査（例えば、先行調査で提言のパイロット事業の実施に関連する追加的な調査を実施する）など、本調査の範囲内にて対応可能な調査を実施する。

イ AfCFTA の概要と現状

- AfCFTA を取り巻く状況（アフリカの域外／域内貿易の現状等）
- AfCFTA における主要プロトコル及び附属アネックスの進捗状況
- AfCFTA がアフリカに進出した企業にもたらす具体的な効果とポテンシャル
- AfCFTA と各 RECs における FTA との比較（各制度の適用要件・手続、原産地規則（RoO）、関税スケジュールの現状等）
- AfCFTA 原産地証明（CoO）の情報整理（必要書類、取得場所、相談窓口、申請プロセス等）
- 過去・現在を含む AfCFTA 実施促進に資する JICA 事業の整理・マッピング（貿易円滑化、貿易・投資促進、バリューチェーン構築）
- AfCFTA 拡大によって比較優位がある産業と衰退可能性の高い産業の整理

ウ デジタル貿易プロトコルに係る進捗状況なお、デジタル貿易プロトコルに関する分析にあたっては、将来的な政策改革（DPL）を念頭に、「法制度」「実施体制」「運用能力」「技術基盤」の観点から分解整理すること。また、サイバーセキュリティについては、デジタル貿易の一分野としてのみならず、貿易円滑化、投資環境整備、政府デジタルトランスフォーメーション（DX）を支える横断的基盤として位置づけ、制度・体制・人材・設備の観点から分析すること。

- デジタル貿易プロトコル（DTP）実施状況と展望（潜在的な貿易拡大におけるプロトコルが貢献する点を含む）
- デジタル ID、電子署名、電子決済の整備状況
- データ保護法・越境データ移転規制の比較
- サイバーセキュリティ戦略、法整備状況、体制、成熟度、国内組織連携、国際連携の状況と課題の整理
- デジタルインフラ（広帯域通信・クラウド等）の整備ギャップ
- デジタル決済・金融（フィンテック）の現状
- 現地中小企業等に対する機会と課題の整理
- デジタル貿易分野における国際機関や現地組織を含む各ドナーの事業や方針の整理とマッピング
- デジタル貿易拡大によって比較優位がある産業と衰退可能性の高い産業の整理

エ デジタル産業・貿易分野の状況と日系企業のアフリカ進出状況（対象3か国）

日本企業に関する分析にあたっては、当該国・地域における制度改革やインフラ整備が、日本の成長戦略分野（デジタル・サイバー、情報通信、港湾ロジスティクス等）の海外展開にどのように資するかを明示すること。

- デジタル産業・貿易の現状、課題、ポテンシャル
- デジタル産業・貿易における外資企業の進出状況（国、業種、成功事例）
- 日本企業によるアフリカ進出状況（国、業種、成功事例とその要因）の整理と企業のマッピング（国・地域毎、業種毎）

- ▶ 日本企業によるアフリカ貿易・投資の課題および具体的な阻害要因（ボトルネック）の整理（AfCFTA 及び RECs における FTA 活用上の課題を含む）
- ▶ デジタル産業・貿易において日本企業の進出が望める優先産業分野の整理と分析、中・長期的に成長が見込める分野・産業の整理と分析

オ アフリカ対象3か国におけるデジタル産業・貿易に特化した貿易・投資環境の確認

- ▶ 法制度・規制： 契約法・投資法の整備（外資保護条項、所有権）、税制（法人税率、優遇措置）、ビジネス法（知的財産権等）
- ▶ 投資環境と行政手続き： 外資規制（議決権制限、合併義務の有無）、企業設立の難易度（手続きの数、時間、コスト）、ビザ・就労許可の取りやすさ
- ▶ 金融・為替： 為替レート of 安定性、外貨規制（資金の送金・利益の海外持ち出し）、銀行の健全性・金融サービスの発達度
- ▶ 市場環境： 市場規模（人口・所得水準・消費者構造）、中間層の拡大度合い、隣国への輸出拠点としてのメリット（FTA、AfCFTA）
- ▶ 人材・労働力： 人件費水準（最低賃金、技術者やクリエイティブ産業従事者の給与）、教育水準（技術・ITスキル）
- ▶ 通信・デジタルインフラ： モバイル通信網の普及率、インターネット料金と速度、データセンターの存在、クラウドサービスの利用可能性 モバイルマネー普及率
- ▶ 3か国における日本企業の進出状況とデジタル産業・貿易分野のポテンシャル、今後、中・長期的に成長が見込める分野・産業の整理と分析

カ 将来の支援スキームを見据えた分析

- ▶ 技術協力として実施可能な支援内容（制度設計、人材育成、実証）
- ▶ 政策ベース借款（DPL）として想定される政策改革分野
- ▶ プロジェクト借款として想定されるインフラ・機材・運営体制
- ▶ 民間投資誘発（ツーステップローン等）につながる事業領域

(3) 関係者ヒアリング

- ア 外務省、経済産業省、国家サイバー統括室（NCO）、JETRO、JBIC、日本貿易保険、JICA 関係者等
- イ 世界銀行・IFC、AfDB、国連等
- ウ 日本企業、日本経済団体連合会、経済同友会、商工会議所等
- エ 関連研究を行っている研究者・エコノミスト等
- オ AfCFTA 事務局、AUDA-NEPAD、AUC、UNECA、Smart Africa
- カ 各 RECs の関税局、AfCFTA のプロトコルやアネックスに関係する各国省庁
特に、ア、ウ、オについては、国内準備期間中に事前説明やヒアリングを必須として実施する。

- (4) 情報収集やヒアリングの結果を踏まえ、調査対象国での調査方針（案）、ヒアリング対象機関（案）、ヒアリング対象機関への質問状（案）、サイバーセキュリティにかかるワークショップ企画書（案）、セミナー開催企画書（第1次案）を含むインセプションレポート（日・英）を作成・提出する。

2. 現地業務1 (2026年8月上旬~2026年9月中旬)

上記インセプションレポートに基づき、調査対象国政府の担当部局、AU 関連機関、日本大使館・JICA 事務所・JETRO 事務所などに対し、今回の調査計画を説明するとともに、関連情報収集・ヒアリングなどを行う。

調査対象国の調査行程については、プロポーザルにて適切な調査行程を提案すること。

3. 準備業務2 (2026年9月下旬~10月中旬)

(1) 現地業務1の結果を、JICA、外務省などに報告するとともに、各機関からのコメントを踏まえて、補足的な情報収集(調査対象国及び国内外関係機関へのオンラインヒアリングを含む)を実施する。

(2) インテリムレポート(日・英)を作成・提出する。インテリムレポートには、サイバーセキュリティにかかるワークショップ企画書、セミナー開催企画書の第2次案(含むセミナー開催地(案))を含むものとする。

(3) 現地業務2の準備を行う。

4. 現地業務2 (2026年10月中旬~11月上旬)

(1) 上記インテリムレポートに基づき、アフリカ3か国政府、AU 関係機関(AfCFTA 事務局やAUDA-NEPAD)、日本大使館・JICA 事務所・JETRO 事務所、UNDP 地域事務所などに対し、現地業務の結果を報告するとともに、さらに必要な情報収集・ヒアリングを実施する。

(2) 調査対象国への調査行程については、プロポーザルにて適切な調査行程を提案すること。

(3) AfCFTA 事務局や Smart Africa、ガーナの Ministry of Communication, Digital Technologies and Innovation 傘下の Cyber Security Agency 等のサイバーセキュリティ分野関係者及び JICA ガバナンス平和構築部 STI・DX 室と協議し、サイバーセキュリティに関する協働活動(ワークショップ等)の試行的実施を行う。

サイバーセキュリティにかかるワークショップ開催要領

ア 実施時期：2026年10月中旬~11月上旬

イ 実施期間：5日間(5泊6日)を想定。

ウ 実施場所：ガーナ共和国アクラ市内のホテル等を想定。

エ 使用言語：英語

オ 参加対象：AfCFTA 加盟国におけるサイバーセキュリティ所管官庁において政策立案・決定を担う者または CSIRT や警察サイバー部門等で実務を担っている者等、10名程度を想定(準備段階で内容とともに対象者を決定する)

カ 実施内容：

ワークショップの実施内容は以下の通り想定する。ただし、現地調査及び国内調査等を踏まえ、JICA と協議の上で決定する。

- 各国のサイバーセキュリティの現状にかかるカントリーレポート発表
- サイバーセキュリティの概要
- サイバーセキュリティの技術トレンド
- アフリカ地域におけるサイバー脅威トレンド・政策動向
- 日本のサイバーセキュリティ政策

- ガーナ国内のスタディツアー（CSA, NCA-CERT, 民間企業等）
- サイバー脅威に関するオープンソース・インテリジェンス（OSINT）
- インシデント対応机上演習・議論
- 帰国後のアクションプラン作成・発表
- キ ワークショップ実施にかかる業務内容
 - ワークショップ実施に係る AfCFTA 事務局との調整連絡
 - ワークショップ実施にかかるガーナ国内関係者との調整
 - ワークショップ内容、対象、日程及び会場の検討・決定
 - ワークショップ講師の選定・依頼・謝金の支払い
 - ワークショップ実施要項（General Information）の作成・募集・応募者の取りまとめ
 - ワークショップ参加者との各種調整・連絡
 - ワークショップ参加者の航空券、宿泊先及び空港送迎の手配
 - ワークショップ参加者への旅行保険代支払い
 - ワークショップの運営
 - ワークショップ参加者の送迎
 - ワークショップ実施後のアンケートの実施・結果取りまとめ
 - その他ワークショップ実施に必要な事務作業
- ク 使用教材の再利用について

受注者が著作権を持つ既存教材に関しては、発注者が他のプロジェクト等で再利用することは想定していない。ただし、受注者はプロジェクト期間中、以下を許諾することが求められる。

 - 契約期間中、ワークショップ参加者が復習のために教材を参照すること
 - ワークショップに中途から参加した者が、それまでに終わっているワークショップの教材を参照すること

このため、受注者は、ワークショップ終了後、参加者に配布した教材を、受注者が著作権を持つ部分を判別できるようにした上で、JICA にクラウド上のドライブ等を介して共有すること。
- ケ ワークショップ実施に係る留意点

実施に際しては、ガーナの Ministry of Communication, Digital Technologies and Innovation 傘下の Cyber Security Agency の参画を得ること。また、Smart Africa 等、外部機関との連携についても検討すること。

5. 準備業務3（2026年11月中旬～11月下旬）

- (1) 現地業務2の結果を、JICA、外務省、JETRO、AU 関連機関（AfCFTA 事務局や AUDA-NEPAD）などに報告するとともに、各機関からのコメントを踏まえて、補足的な情報収集（アフリカ3か国、及び国内外関係機関へのオンラインヒアリングを含む）を実施する。
- (2) セミナー開催企画書の第3次案を作成・提出する。
- (3) セミナー開催企画書第3次案に基づき、JICA と協議を行った結果に基づき、日本国内においてセミナーを開催する。セミナーの開催要領は下記6. を参照。

6. セミナー開催要領（2026年11月中旬）

日本国内（東京開催を想定）にてセミナーを開催する。受注者は本調査業務として

下記ア～キの業務を行うことを想定。業務内容については JICA と協議の上で決定する。対面参加規模は 50 人程度を想定。セミナーの開催形式は、現地対面開催とともにオンライン配信を行う（いわゆるハイブリッド形式）。

- ア セミナー企画書（案）の作成・提案
- イ 会場確保・手配（JICA が手配する場合を除く）、ハイブリッド配信に必要な機材手配、資料準備、当日会場設営・参加者受付など
- ウ 登壇者（パネリスト・モデレーター）の確保・招聘（必要に応じ渡航・宿泊、オンライン参加などの手配を含む）、事前打合せ
- エ セミナーでのプレゼンテーション・スライド（案）の作成・提案
- オ 対面開催とともにオンライン配信を行う。動画を録画・音声（同時通訳を含む）を録音し、後日編集した電子データを JICA に提出する（JICA にてアーカイブ配信を行う）
- カ セミナーの記録・報告書作成
- キ 言語は、日本語とする。

7. 整理業務4（2026年12月上旬～2027年2月中旬）

- (1) ドラフトファイナルレポート（日・英）を作成・提出する。ドラフトファイナルレポートには、現地業務2までの調査結果に加え、日本国内でのセミナー開催報告を含むものとする。
- (2) AfCFTA 事務局と機構の業務連携協定（MOC）や年間協働計画（JWP）や本調査を踏まえて、AfCFTA 連携における、デジタル貿易分野や貿易・投資環境改善、貿易円滑化等に関する日本・JICA の貢献案の提言。なお、他のドナーや機関と重複しないように留意すること。(3) アフリカ対象3か国におけるデジタル産業・貿易環境の情報整理、分析を踏まえた日本企業の進出想定シナリオの提案
- (3) ドラフトファイナルレポートに対する JICA のコメントを踏まえ、ファイナルレポート（日・英）の作成・提出

第5条 報告書等

1. 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポート（日・英）及びセミナー動画・音声データ（日本開催分）とする。

報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2023年12月）」を参照する。

また、特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

下記提出時期は目安であり、提案者は適切な調査行程を検討の上、プロポーザルにて提出時期を提案すること。

No.	レポート等の名称	提出時期	部数・形式
	業務計画書（日）	契約締結後10営業日以内	データ形式（WORD及びPDF）
1	インセプションレポート（日・英）	2026年7月	データ形式（WORD及びPDF）
2	インテリムレポート（日・英）	2026年10月	データ形式（WORD及びPDF）

			PDF)
3	ドラフトファイナルレポート (日・英)	2027年1月	データ形式 (WORD及び PDF)
4	ファイナルレポート (日・英)	契約履行期間 末日	和文5部、英文5部、デ ータ形式 (WORD及び PDFCD-R1部
5	セミナー動画・音声電子データ (日本開催分)	契約履行期間 末日	JICAウェブサイトな いしYouTubeで配信可 能なデータ形式

2. 成果品提出期限は契約履行期間の末日とする。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙 1

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	AfCFTA拡大によって比較優位がある産業と衰退可能性の高い産業の整理・分析における着眼点	第4条 調査の内容、1. 準備業務(2)イ AfCFTAの概要と現状
2	デジタル貿易拡大によって比較優位がある産業と衰退可能性の高い産業及び日本企業に比較優位がある産業の整理・分析における着眼点	第4条 調査の内容、1. 準備業務、(2)ウ デジタル貿易プロトコルに係る進捗状況
3	「サイバーセキュリティワークショップ開催案	第4条 調査の内容、3. 準備業務2、(2)

報告書目次案

業務の最終成果品であるファイナルレポートには、下記の記号 2. (1) ~ (6) に関する調査結果、(7) のセミナー開催報告書を含むものとする。

1. 要約
2. 調査結果
 - (1) AfCFTA の概要と現状等
 - (2) デジタル貿易プロトコルの概要及び現状と課題
 - (3) アフリカ対象 3 か国におけるデジタル産業・貿易分野の現状、課題、ポテンシャル（他国企業及び日系企業進出状況等を含む）等
 - (4) アフリカ対象 3 か国におけるデジタル産業・貿易に関する貿易・投資環境（制度や体制等）の現状と課題等
 - (5) アフリカ対象 3 か国におけるデジタル産業・貿易分野における日本企業進出のための想定シナリオの提言
 - (6) AfCFTA 実施促進におけるデジタル産業・貿易分野に関する日本・JICA の貢献案の具体的な提言
 - (7) 日本国内で開催するセミナー報告
3. 付属資料

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：貿易・投資促進、デジタル産業・貿易分野の調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：アフリカ地域
- ② 語学能力：英語

※なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年6月～2027年2月

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約19.40月

「業務従事者構成の検討に当たっては、「貿易・投資」、「IT・デジタルインフラ」、「デジタル貿易／サイバーセキュリティ」の専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数を目途 延べ7回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- デジタル貿易プロトコルの調査
- デジタル産業・貿易にかかる調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- JICA—AfCFTA 事務局連携の概要
- 各ドナーのプロジェクトリスト

2) 公開資料

- [2025年度 海外進出日系企業実態調査 | アフリカ編.pdf](#)
- [Digital trade Protocol](#)

(5) 対象国の便宜供与
概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置 (コートジボワールでの調査はフランス語です。)	無
3	執務スペース	無
4	家具 (机・椅子・棚等)	無
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所、JICA ガーナ事務所、JICA ルワンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

105,621,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

- 本案件は定額計上はありません。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

以上